

令和2年度 事業計画書

A 事業活動

第1 青少年の非行防止及び健全育成に関する事業

1 少年問題シンポジウムの開催等

(1) 第27回少年問題シンポジウムの開催

少年問題にかかわる団体として、少年警察ボランティアだけでなく社会の人々にも、少年問題に対する認識を深めてもらうため、少年の非行防止や健全育成にかかわる今日的で重要な問題をテーマとして取り上げて、シンポジウムを実施するものである。

令和2年度は、11月4日（水）に東京都千代田区のグランドアーク半蔵門において、公益社団法人全国少年警察ボランティア協会（以下「全少協」と略称する。）と公益財団法人全国防犯協会連合会との共催で、関係官庁、団体等の後援を得て、「第27回少年問題シンポジウム」として開催する。

当日は、会場で、専門家、有識者等による講演、テーマに関係の深いパネリストによるディスカッション等を行う。参加者は、都道府県の少年警察ボランティア及び少年補導職員等警察職員、関係機関団体等の関係者その他とする。

(2) 少年警察研究叢書の刊行

(1)のシンポジウムの結果は、内容をとりまとめ、「全少協少年警察研究叢書」として刊行する。

この研究叢書は、都道府県警察、都道府県少年警察ボランティア協会等（以下「県少協」と略称する。）、関係機関団体等に配布する。

2 地域ふれあい事業の実施

少年の非行防止や健全育成に資するため、少年たちに、社会参加、社会奉仕等を通して、地域社会との連帯感を培い、地域の人たちとのふれあいによりコミュニケーション能力を身につけさせることを目的として、次のような活動を行うものである。

〔地場産業の見学会や生産体験、自然体験、伝統文化・行事等の見学や参加、公共施設等の清掃、福祉施設等の慰問やボランティア体験、自然環境を守るための植林や地域美化のための花卉栽培その他〕

関連して、家庭環境に恵まれず、地域社会からも孤立して不安な気持ちを抱えている少年等のために、地域の人々とも交われ、学習支援や生活習慣の習得が行われるような居場所作りにも配慮する。

令和2年度は、全少協が実施県少協に後援し、県少協による自主実施の予定である。

実施県少協では、少年警察ボランティアが活動の中心となり、警察職員、自治体職員、関係機関団体職員、地域住民等の支援協力を得て、活動には、地域の少年たちが参加し、主体的に行動できるように配慮して行う。

3 農業体験を通じた立ち直り支援活動の推進

少年の立ち直り支援を効果的に推進するに当たって、そのための場のあることが望ましいが、農作物の栽培という農作業は、ひとつのものごとに継続して取り組むことによって忍耐力が身につき、また、これらの活動経験を通して将来の就労に向けた意欲を向上させるだけでなく、農作物の播種、育成、収穫等による情操面での教育的効果も期待できることから、少年の立ち直りの支援の場としてふさわしいものである。

農業体験を通じての少年の立ち直り支援活動には、農作業の指導、農地の管理等のほか、少年たちとの人間的なふれあいや生活面での指導など、少年警察ボランティアならではの面が大きいと考えられるので、これらの活動を少年警察ボランティアの事業として実施するものである。

令和2年度は、公益財団法人JKAの助成を受け、全少協と県少協との共催で、次の35都道府県（うち□印6県は県予算で実施の予定。）で実施を予定している。

北海道、岩手、宮城、秋田、山形、福島、東京、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、山梨、長野、静岡、富山、石川、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、広島、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄

実施県少協では、少年警察ボランティアが活動の中心となり、警察職員のほか、関係する学校、団体、地域住民等の支援協力を得て、少年たちが、主体的に行動できるように配慮して行う。

4 健全育成資料等の作成

少年警察ボランティア、少年補導職員、警察職員及び教育関係機関職員等が、小中学生や保護者等を対象に行う「非行及び被害防止教室」等において、少年の非行や被害の防止等についての説明や協力依頼を行う場合に、参加者に配布する教材として作成するものである。

令和2年度は、昨年一部改訂した「健全育成ハンドブック」（小学生用）77,500部、「健全育成ハンドブック」〈中学生用〉77,500部の計155,000部を、一般財団法人日本宝くじ協会の助成を受けて作成し、

そのうち各72,500部 計145,000部（昨年比+10,000部）を各都道府県警察少年課、県少協、都道府県防犯協会、関係機関・団体、全国の図書館及び全国の小・中学校に無償頒布し、残部を有償頒布する。

5 全国小学生作文コンクールの実施

コンクール参加の小学生本人だけでなく、関係する小学校や保護者などにも広く、犯罪、事故、安全、防犯等について認識を深めてもらうことを目的として実施するものである。

令和2度は、全少協、公益財団法人日工組社会安全研究財団及び読売新聞社の共催で、警察庁、内閣府及び文部科学省の後援、公益社団法人日本青年会議所、公益社団法人日本PTA全国協議会及び公益財団法人全国防犯協会連合会の協力を得て、「第29回全国小学生作文コンクール」として実施し、「わたしたちのまちのおまわりさん」という課題で小学生から作文を募集し、選考の上表彰する。

表彰式を本年12月中旬、東京千代田区の読売新聞本社において行う。

6 インターネット利用による少年サポート活動の実施

インターネット上に氾濫する少年非行を助長し健全な育成を阻害する有害情報から少年たちを保護することを目的として、平成15年から全少協が開設運用するホームページを利用し、サイバー・ボランティアがパソコンからホットラインで、サイト開設者に対する自粛要請、有害情報に関わっている少年たちへの声かけ・補導、相談等の活動を実施してきたが、実情に合わない面がでてきている。しかし、SNS等の利用に起因する犯罪被害に遭う児童が増加するなど深刻な状況が続いていることから、令和2年度中に、実情に即したサイバー補導実施の手法について検討を行い、活動の活性化を図る。

7 少年の非行防止活動等に関する広報活動の実施

少年の非行防止や健全育成、そのための活動等について、社会に周知し、人々の理解を深めてもらうため、全少協のホームページ、広報用資料等を用いて広報を実施するものである。

令和2年度は、より情報提供の充実を図るため、全少協のホームページの改訂について検討を行う。

8 少年の非行防止及び健全育成に関する調査研究

少年の非行防止及び健全育成のための活動に資するため、少年警察ボラ

ンティア活動の実施状況等について調査を実施するものである。

令和2年度は、少年警察ボランティアの地域における少年の居場所づくりについての調査をする。

9 ボランティアの活性化と裾野拡大のための施策の推進

(1) 少年警察学生ボランティア活動の充実強化

ア 少年警察学生ボランティア研修会の開催

少年警察ボランティア活動の将来等も考慮して、年齢的にも少年たちに近い大学生等を少年警察学生ボランティアとして委嘱するなどの都道府県が増加し、委嘱・登録された者も3,400名を超えるにいたっているが、これらの者の理解の深化と意識の高揚を図るため、東日本地区と西日本地区で交互に隔年で、集合研修の場を設定するものである。

令和2年度は、公益財団法人日工組社会安全研究財団の助成を受け、西日本地区（近畿、中国、四国及び九州の各地域）の学生ボランティアに対する集合研修を、本年9月4日（金）、福岡県福岡市の博多サンヒルズにおいて行う。

イ 少年警察学生ボランティアの学習支援の推進

学生ボランティアが行っている、立ち直り支援対象少年等への学習支援活動は、少年が復学や進学に対する意欲を持つ契機になり、実際、非行をやめ授業に出席し、さらに高校進学を果たすなどの好事例が見られるなど、高い効果を挙げている。

このため、各地域で学生ボランティアが少年サポートセンターなどにおいて行う学習支援活動を更に推進するものとする。

ウ 学生ボランティアの委嘱支援

学生ボランティアを委嘱し補導活動に携わらせている県少協で、それらの者を安心して活動させることができるよう、少年警察ボランティア団体総合補償保険を付保する場合に、その保険料を全少協において負担し支援するものである。

令和2年度も、引き続き、支援を行う。

(2) 少年警察ボランティアの認知度の向上と活動の活性化

令和2度は、次の活動を積極的に推進する。

ア 中学校単位での活動強化とPTA等との連携の推進

少年警察ボランティアの活動の活性化を図り、あわせてボランティアの裾野を拡大させるため、警察庁及び都道府県警察と協力して、「中学校担当制」の導入や、学校への訪問活動や挨拶運動、非行防

止教室の実施等を推進する。

また、PTA等中学校に関わる各種団体との合同活動を推進することで、少年警察ボランティアに対する認知度の向上と、親世代のボランティアの掘り起こしを図る。

イ 少年警察ボランティアの自主的な活動の推進

少年警察ボランティア自身による健全育成活動の活性化を図るため、ボランティア自らが新規に企画した健全育成活動を推進する。

ウ 少年警察ボランティア活動への企業参加の推進

少年警察ボランティア活動に対する認知度を向上させ、ボランティア活動の裾野を拡大させるため、警察庁及び都道府県警察と協力して、地域の事業者等に対して、少年警察ボランティアの参加する社会参加活動等、少年の規範意識を高める活動への積極的参加を呼びかける。

10 少年警察ボランティア団体総合補償保険への加入促進

少年警察ボランティアが、その活動に関して、負傷もしくは死亡し、又は他人に損害を与えた場合の補償のため、少年警察ボランティア団体総合補償保険（引受保険会社6社、幹事会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社）への加入の斡旋を引き続き行う。

第2 少年警察ボランティアに対する研修事業

1 少年警察ボランティア等の地域カンファレンスの開催

少年の非行防止や健全育成のための活動は、少年警察ボランティアと警察の少年補導職員等が連携して行うことにより効果的な展開が期待できるので、活動について両者に共通の理解と認識を持ってもらえるよう、相互研修の場を設定するものである。

令和2年度は、全少協が実施県少協に後援し、県少協による自主開催の予定である。

実施県少協で、少年に関わる問題、少年の非行防止や健全育成のための活動等をテーマに、講演、パネルディスカッション、事例研究、実技訓練等を組み合わせ、参加者全員が参画できるよう配意して行う。

2 全国少年警察ボランティア・リーダーシップ研修会の実施

地域における少年非行の防止や健全育成のための活動を活性化し効果的

に進めるため、それぞれの地域において、将来指導的立場に立ち、或いは活動の中心的な存在としての役割を期待されている少年警察ボランティアを対象として、リーダーとしての意識を喚起し、必要な知識等を研修させるため、集合研修を実施するものである。

令和2度は、令和3年2月に都内において、リーダーとしての役割、活動の進め方、今後の方向性等について、講演、パネルディスカッション、事例発表等を組み合わせ研修を行う。

3 地域少年警察ボランティア連絡協議会カンファレンスの開催

少年警察ボランティア活動を活性化し効果的に行うのに資するため、地域少年警察ボランティア連絡協議会が広域研修を行うのを助成するものである。

令和2年度も、地域少年警察ボランティア連絡協議会単位で、管内の都道府県少年警察ボランティアが参加して、講演、事例発表、情報交換、課題協議等によって行う。

4 インターネット利用に係る非行及び被害防止対策推進セミナーの開催

インターネットは、国民生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、少年の間でも、機器の操作が簡単にでき便利で不可欠なものとして普及しているが、他方では、SNS等の利用に起因する少年の犯罪被害が増加するなど、深刻な状況となっている。

少年警察ボランティアは、インターネットの適切な利用について協力を求める立場にあることから、インターネット利用の現状を正しく認識し、インターネットの機能等をしっかりと理解しておくことが必要である。

よって、専門家から指導を受ける場として、令和2年度は、北海道の少年警察ボランティアに対するセミナーを、本年11月19日（木）に、北海道札幌市（ホテル札幌ガーデンパレス）において行う。

また、実施したセミナーの内容を取りまとめ、少年警察ボランティアの研修教材として作成し、県少協等に配布する。

5 少年警察ボランティア研修教材の作成

少年警察ボランティアの研修教材にするための小冊子を作成する。

令和2年度は、少年警察ボランティアの地域における講演・座談会・研修会等に活用できる教材・資料を全少協で研修資料として作成し、県少協へ配布する。

第3 少年警察ボランティアに対する顕彰事業

多年にわたって、少年の非行防止や健全育成のための活動に尽力された少年警察ボランティアの功労を顕彰して労苦に報いるとともに、少年警察ボランティア全体の士気の高揚に資するために、警察庁及び全少協の各表彰規程に基づき、功労のあった個人及び団体の表彰を行うものである。

令和2度は、6月9日（火）、東京都千代田区のグランドアーク半蔵門において表彰式を行い、下記の栄誉金章及び団体表彰を授与する。

なお、下記の栄誉銀章及び栄誉銅章は、県少協の表彰式等において伝達する。

- 少年補導功労者栄誉金章（警察庁長官・全少協会長連名）
受賞者 47人以内
- 少年補導功労者栄誉銀章（警察庁長官・全少協会長連名）
受賞者 94人以内
- 少年補導功労者栄誉銅章（全少協会長名）受賞者 188人以内
- 少年補導功労団体表彰（警察庁長官・全少協会長連名）
受賞団体 10団体以内

第4 関係機関・団体が行う活動に対する協力

関係機関・団体からの要請を受け、その行う活動に対し、全少協として協力を行う。

- (1) 「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」（6月：厚生労働省、都道府県公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター主催）
- (2) 令和2年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月：内閣府主唱）
- (3) 第70回 “ 社会を明るくする運動強調月間 ” （7月：法務省主唱）
- (4) 令和2年「全国地域安全運動」（10月：公益財団法人全国防犯協会連合会、警察庁主唱）
- (5) 令和2年全国暴力追放運動中央大会（11月：全国暴力追放運動推進センター、警察庁等主催）
- (6) 令和2年度「子供・若者育成支援強調月間」（11月：内閣府主唱）

B 協会事務等

第1 会議の開催

1 総会

- (1) 令和2年6月9日(火)に、令和2年度通常総会を開催し、令和元年度事業報告、同収支決算ほかを議題として提案し、承認を求める。
- (2) 令和3年3月19日(金)に、令和2年度臨時総会を開催し、令和3年度事業計画、同収支予算ほかを議題として提案し、承認を求める。

2 理事会

- (1) 令和2年5月15日(金)に、令和2年度第1回理事会を開催し、令和元年度事業報告、同収支決算ほかを議題として提案し、決議を求める。
- (2) 令和2年10月8日(木)に、令和2年度第2回理事会を開催し、令和2年度上半期の業務実施状況の報告等を行い、承認を求める。
- (3) 令和3年2月18日(木)に、令和2年度第3回理事会を開催し、令和3年度事業計画、同収支予算ほかを議題として提案し、決議を求める。
- (4) (1)～(3)のほか、定款の規定に基づき、随時理事会を開催する。

第2 機関紙「みちびき」の発行

全少協の事業活動等について、会員及び関係機関・団体に周知し、関連情報を提供するため、機関紙「みちびき」の発行を行うものである。

本年度は、年4回(令和2年4月(第158号)、同年7月(第159号)、同年10月(第160号)、令和3年1月(第161号))を発行し、毎号の発行部数は、概ね2万2,000部とする。

機関紙には、全少協の主な事業の実施状況、地域単位の活動状況、地区における活動事例その他を掲載する。